駐車場の一	- 時使用由	法基
沙山 中が ツノ	时仪用中.	

年 月 日

茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合

理事長

殿

私は、下記の【駐車場一時使用の条件】により、管理組合から指定される区画の一時使用を申し込みます。

_	申込者住戸番号	号棟号室_	
$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	申込者氏名(区分所有者に限る。)		_
三	一時使用者氏名/申込者との関係		_
兀	一時使用者連絡先	電話番号	
五.	自動車登録番号標/排気量(cc)		_
六	車名/用途等		_
七	使用開始希望日	年 月 日	

『駐車場一時使用の条件』

理事長は、自動車駐車場使用細則にかかる「自動車駐車場使用契約」に基づかない『駐車場の一時使用』を、下記のすべての条件に適合している場合、1か月を単位として敷地管理料8,000円が前納されたとき、認めることができるものとする。 (平成27年6月14日決定)

【一時使用の条件】

- ①一時使用の申込時に、駐車区画の空きがある。
- ②一時使用者は、居住者の親族又は援護関係者あるいは財産管理関係者である。
- ③一時使用者の駐車車両は、自動車駐車場使用細則第6条第4項に適合している。
- ④一時使用者が関係する住戸が、自動車駐車場使用細則第6条第5項第一号に抵触していない。
- ⑤一時使用者は、次の責任及び義務を承諾している。
 - 1. 自動車駐車場における自動車の保管等は、駐車場使用者の責任において行わなければならない。
 - 2. 天災地変、不可抗力、その他直接管理組合の責に帰することにならない事情により駐車場使用者の自動車が損害を受けても管理組合は何ら責任を負わない。
 - 3. 駐車場使用者は、自動車駐車場使用細則第17条(遵守事項)に示す禁止事項及び駐車場とその周辺において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 自動車駐車場は、車両の駐車以外の目的で使用しないこと。
 - 二 茅ヶ崎グリーンハイツ内においては、徐行し、安全運転をすること。
 - 三 自動車駐車場及びその付近においては、アイドリングや開閉音の低減等騒音の防止並びに悪臭の発生、塗料等の飛散の防止に努めること。
 - 四 自動車駐車場においては、指定の場所に整然と駐車すること。
 - 五 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。
 - 六 自動車から離れるときは、事故防止のため駐車ブレーキを確実にかけ、必ず施錠をすること。
 - 七 自動車駐車場に引火物、危険物等を持ち込まないこと。
 - 八 自動車駐車場及びその付近にバッテリー、タイヤ、廃棄物等の物品を放置しないこと。
 - 九 自動車駐車場に構造物の構築及び設置をしないこと。
 - 十 茅ヶ崎グリーンハイツ内の不法駐車の排除に積極的に協力すること。
 - 十一 茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合の指示に従うこと。
 - 4. 茅ヶ崎グリーンハイツの敷地内で自動車による事故及び紛争が発生したとき、駐車場使用者は、誠実にその解決または処理にあたらなければならない。
- ⑥区分所有者が上記の書式により一時使用の申込みを行っている。

■管理組合記入欄	受付日付:	年	月	旦」	許可日付:	年	月	且
			管理員				理事長	
				J				